

## 第1章 総則

### 第1条 (約款の適用)

株式会社新川インフォメーションセンター (以下「当社」といいます。) は、放送法の規定に従い、このテレビ契約約款 (以下「約款」といいます) を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

### 第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、最新の約款は当社WEB サイトにて公開します。

### 第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の説明
1. 有線テレビジョン放送施設	当社が保有する有線テレビジョン放送を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2. 放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3. 同時再放送	放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再放送するサービス
4. 加入者	当社と加入契約を締結している者
5. HFC 施設	有線テレビジョン放送施設のうち、光ハイブリッド方式にて幹線を敷設しサービスを提供する施設
6. FTTH 施設	有線テレビジョン放送施設のうち、光ファイバー方式にて幹線を敷設し、放送サービスを提供する施設
7. センター設備	HFC 施設又は FTTH 施設に接続する送信施設
8. タップオフ	HFC 施設で本施設の伝送路に送られた電磁波を分岐する機器
9. 保安器	HFC 施設で加入者宅内への落雷の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
10. クロージャー	FTTH 施設で本施設に設置される引込設備接続のための光接続機器
11. 幹線	施設の線路であって、センター設備からタップオフ又はクロージャーまでの間のもの
12. 引込設備	加入者が放送サービスを受信するため、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点 (タップオフ又はクロージャー) から加入者宅の保安器又は V-ONU までに設置された引込線及び機器
13. 宅内設備	加入者が放送サービスを受信するため、加入者宅保安器又は V-ONU の出力端子から受信機までに設置された宅内線及び機器

14. STB (セットトップボックス)	デジタル放送サービスを受信するための機器。ただし、これは当社が管理するものとする
15. V-ONU	FTTH 施設で光信号にて送信された放送波を電気信号に変換する装置で、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
16. 受信機	加入者宅内のテレビ受像機及び録画機器
17. C-CAS カード	CATV デジタル放送を視聴するための当社が貸与する情報管理 IC カード
18. B-CAS カード	BS デジタル放送及び地上デジタル放送を視聴するための B-CAS が貸与する情報管理 IC カード
19. B-CAS	限定受信システムカード (B-CAS カード) を管理する会社。株式会社ビーエス・コンデイショナルアクセスシステムズの略

## 第2章 契約

### 第4条 (契約の対象及び成立)

1. 加入契約は、加入世帯引込線 1 回線毎に行います。ただし、引込線 1 回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には各世帯及び各企業毎に契約を行うものとします。
2. 加入契約は、加入者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書に記入の上で当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。なお、加入契約の申し込みに際し、放送サービスの提供を HFC 施設又は FTTH 施設のいずれによるかの判断は当社が行うものとします。
3. 加入者は、加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。
4. 当社は次の場合には加入契約を承諾しない場合があります。
  - (1) 引込設備及び宅内設備を設置又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 加入契約の申込みをした者が、料金その他の債務 (この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。) の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第5条 (特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

加入者は、当社が実施する工事費割引・利用料割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとします。

### 第6条 (STB 等の貸与)

1. 当社は、加入者に STB 等 (リモコンを含みます。) を契約内容に応じて貸与します。
2. STB 等は当社の所有とし、解約時には当社に返却するものとします。
3. 加入者は、貸与された STB 等を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしに移動又は取り外し等は出来ないものとします。
4. 加入者は、故意又は過失による STB 等の故障・破損・紛失等の場合はその実費相当分を当社に支払うものとします。

## 第7条 (B-CAS 及びC-CAS カードの取り扱いについて)

1. 当社は、加入者にBS デジタル放送用の IC カード (以下「B-CAS カード」といいます。) とデジタルCATV 放送限定受信用 IC カード (以下「C-CAS カード」といいます。) を契約内容に応じて貸与します。
2. B-CAS カードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
3. C-CAS カードの所有権は当社に帰属し、当社以外によるデータの追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。又、加入者がC-CAS カードを破損又は紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとします。
4. 解約時にはB-CAS カード、C-CAS カードを当社に返却するものとします。

## 第3章 放送サービスの内容

### 第8条 (放送サービスの種類)

1. 当社は、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。
  - (1) テレビジョン放送 (多重放送を含みます。) 及びFM 放送の同時再放送サービス並びに基本利用料金内のテレビジョン自主放送サービス
  - (2) 基本利用料金内サービス以外の有料によるテレビジョン放送サービス (以下「有料チャンネル」といいます。) 及びデータ放送サービスただし、有料チャンネル及びデータ放送サービスは、基本サービスの契約内容に応じ、ご利用いただけます。
  - (3) 上記事業に付帯するサービス業務
2. 当社が定めるサービスにおけるチャンネルの組み合わせは変更され、又はこれらに含まれているチャンネルが終了する場合があります。この場合、当社はその責任を負いません。

## 第4章 料金等

### 第9条 (加入料金)

加入者は、加入契約時に料金表に定める加入料金を支払うものとします。

### 第10条 (利用料金)

1. 加入者は、料金表に定める基本利用料金を当社に支払うものとします。有料チャンネルについては特別契約を行い、料金表に基づく有料チャンネル料金を基本利用料金に加え、当社に支払うものとします。
2. 利用料金は、サービスを受け始めた日の翌月から毎月支払うものとします。
3. 経済情勢、サービス内容の拡充等により利用料金を改定することがあります。その場合には改定1ヶ月前までに加入者に通知します。
4. 当社が設定した利用料金の中には、NHK の放送受信料 (BS 受信料を含みます。) 及びWOWOW (株式会社 WOWOW) の有料放送サービス視聴料は含まないものとします。NHK 及びWOWOW と受信契約を結んでいない加入者は、別途NHK 及びWOWOW と所定の受信契約を結んでいただくことになります。
5. 当社は、天災等のやむを得ない事由によってサービスの提供ができなかった場合でも、原則として利用料金の

減額はしないものとします。ただし、月のうち引続き10日以上行わなかった場合は当該月分の料金は無料とします。

### **第11条（設備の設置及び費用の負担等）**

1. 加入者は、引込設備の設置に要する工事費用及び宅内設備の設置に要する工事費用を負担するものとします。
2. 前項にかかわらず、共同住宅、集合住宅等の共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者の負担する工事費については、別途協議するものとします。
3. 設備の設置工事は、当社の指定した業者が行うものとします。

### **第12条（料金の支払い方法等）**

1. 加入者が当社に支払う利用料金等については、当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。
2. 支払い方法は、口座振替を原則とします。当社が指定するブランドのクレジットカードでの支払いも可能とします。なお、この場合の支払日等の諸条件は、加入者が指定したクレジットカード会社の規約に基づくものとします。
3. 当社は、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行はしないものとします。（通帳印字により領収書に替えさせていただきます。）

### **第13条（延滞金）**

加入者は、加入金（施設設置負担金）、利用料金、工事費、手続きに関する手数料、その他の債務を延滞した場合、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.5%の延滞金を当社に支払うものとします。

## **第5章 工事及び保守**

### **第14条（引込設備、宅内設備の設置工事）**

1. 当社は、引込設備の設置工事（以下「引込工事」といいます）を行い、その維持管理を行うものとします。又、必要に応じて自営柱の建柱、地下埋設等の特殊工事を行うものとします。
2. 加入者は、宅内設備を自己負担で設置（以下「宅内工事」といいます）し、その維持管理を行うものとします。
3. 宅内工事は、原則として当社指定の業者で実施するものとします。また、宅内工事は当社の指定する工法及び使用機器によるものとします。
4. 加入者は、当社に無断で宅内設備の改変、補修、増設及び機器等を接続する工事はできません。

### **第15条（引込設備、宅内設備の故障等）**

1. 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、当社又は業者に点検の請求を行うものとします。
2. 点検の結果、有線テレビジョン放送施設、引込設備、当社が管理する機器、C-CASカードに故障がある場合には、当社が当社の負担でその故障設備を修理するものとします。当社が貸与する機器以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、加入者がその負担で故障設備を修理するものとします。
3. 前1項から2項の規定にかかわらず、加入者の故意又は過失により有線テレビジョン放送設備、引込設備、当社が管理する機器、C-CASカード、B-CASカードが滅失、破損した場合には、その設備の復元、修理等に要する費用は加入者の負担となります。

4. 加入者は、当社又は当社の指定する業者が設備の調査・点検・修理等を行う場合、加入者の敷地・家屋・構築物等への出入り等について便宜を供与するものとします。

#### **第16条（設備の設置場所の変更）**

1. 加入者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に当社に届け出て当社が管理する機器の設置場所を変更出来るものとします。ただし、第4条4項第1号に該当する場合にはこの限りではありません。

（1）同一家屋内において当社が管理する機器の設置場所変更の場合。

（2）改築・増築等同一家屋内又は同一敷地内で設置場所を変更する時で、新たに引込工事又は宅内工事を必要とする場合。

（3）新築等当社の業務区域内における住居の変更等により、設置場所を変更する場合。

2. 当社が貸与する機器の設置場所の変更に伴う引込工事又は宅内工事、及び特殊工事の費用負担については第11条によるものとします。ただし、引込設備、当社が貸与した機器等の撤去に要する別途当社が定める費用は加入者の負担となります。

#### **第17条（設置場所の無償使用等）**

1. 当社は、引込設備及び自営柱等の特殊設備の設置に関し、加入者が所有又は占有する敷地、及び構築物等を加入者の承諾の上必要最小限において無償で使用出来るものとします。なお、引込設備及びSTB等の使用に係る電気は加入者が用意するものとし、その電気料金及び消耗品は加入者が負担するものとします。

2. 加入者は、当社及び当社の指定する業者が、引込設備、特殊設備の設置、検査、修理、撤去及び復旧を行うために、加入者が所有又は占有する敷地、家屋及び構築物の出入りについて協力を求めた場合、これに便宜を供するものとします。

3. 加入者は、前1項から2項に関して地主、家主、管理組合、その他の利害関係者がいるときは、その責任であらかじめ必要な承諾を得ておくものとします。

### **第6章 放送サービスの休止等**

#### **第18条（放送サービスの中断）**

1. 当社は、次の場合には放送サービスの提供を中断することがあります。

（1）有線テレビジョン放送施設及び引込設備の保守上又は工事上やむをえない場合。

（2）天災事変等の非常事態又は緊急事態等やむをえない事由が発生した場合。

2. 当社は、放送サービスの提供を中断するときには、あらかじめそのことを加入者に通知します。ただし、非常事態又は緊急事態等やむをえない場合にはこの限りではありません。

### **第7章 契約の変更・一時休止等**

#### **第19条（加入申込書記載事項の変更）**

1. 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は当社に申し出るものとします。申し出があった場合当社は速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 加入者は、前1項の他加入申込書に記載した事項について変更がある場合は当社に申し出るものとします。

## 第20条（一時休止）

1. 加入者は、当社のサービス提供の一時休止又はその再開を希望する場合は直ちにその旨を文書により当社に申し出るものとします。
2. 休止期間の算定は一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までとし、1ヶ月単位とし最大1年を限度とします。
3. 一時休止期間中は利用料金の支払いが免除されます。
4. 一時休止期間中は、原則としてSTB等を当社に返却するものとし、STB等の取り外し及び再開時の取り付けに伴う工事費用等は加入者が負担するものとします。

## 第21条（利用停止）

1. 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の定める期間放送サービスの利用を停止することがあります。ただし、次の第1号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認出来ないときを含みます）。

(2) 契約の申込にあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) この約款の規定に違反したとき。

2. 当社は、前項の規定により、放送サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

## 第22条（初期契約解除制度）

1. 加入者は、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入契約の解除を行うことができます。

2. 本条に定める方法による加入契約の解除は、当社に対し前項の書面を発したときにその効力を生じます。

3. 本条に定める方法により加入契約が解除された場合、加入者は、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの対価、及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。

4. 当該請求に係る額は、料金表に定める標準工事費によるものとします。

5. 本条に定める契約解除の制度について当社が不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって加入者が8日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する契約内容書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

## 第23条（加入者の申出による解約）

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以前に文書によりその旨を申し出るものとします。

2. 解約の場合は、加入金の払い戻しはいたしません。ただし、利用料等を前納している場合には、解約の月の翌月分以降の前納分を払い戻すものとします。

3. 第1項の解約の場合、当社は当社の施設を撤去し、加入者は別に定める解約撤去工事代を負担するものとします。ただし、撤去費用及び撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。

4. 解約をした後でも、解約前に生じた契約の補償責任並びに負うべき義務は失効しないものとします。

#### **第24条（当社が行う契約の解除）**

1. 当社は、第21条（利用停止）の規定により放送サービスの提供を停止された契約について、加入者がその事実を解消しない場合、その他約款に違反したと認められる場合には、通知催告なしに加入者との契約を解除することがあります。

2. 加入者は前項により、契約解除となった場合、当社の施設及び当社が貸与する機器の撤去に同意するものとし且つそれらを撤去のため敷地内へ立入ることを承諾するものとします。

3. 当社は、当社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、放送サービスの提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で放送サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

4. 共同住宅、集合住宅等の共同利用施設により放送サービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

5. 当社は契約を解除した場合、加入者が別途支払ったNHKの放送受信料、株式会社WOWOWの視聴料金等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は責任を負わないものとします。

#### **第25条（契約終了時の処置）**

1. 当社は、解約となった場合、引込設備、当社が貸与する機器を撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物、アンテナ設備等の復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、引込設備、当社が貸与した機器の撤去に要する別途当社が定める費用は、加入者の負担となります。

2. 加入者は、解約する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日に支払うものとします。

#### **第26条（加入金（施設設置負担金）等の返還）**

1. 当社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合は、原則として加入金（施設設置負担金）は返還しないものとします。

2. 契約が解約になった場合において、既に支払われた基本利用料金に過払い金がある場合には、これを払戻します。

### **第8章 権利の譲渡及び地位の継承**

#### **第27条（権利の譲渡）**

1. 当社は、加入者の加入契約上の権利譲渡を禁止します。ただし、加入者が正当な事由をもってあらかじめ当社に届け出、当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

2. 前項により、権利の譲渡があった場合、譲受人（新加入者）は、譲渡人（旧加入者）の総ての義務を継承するものとします。

## **第28条（地位の継承）**

1. 相続又は法人の合併により加入者の地位の継承があった場合には、相続人又は、合併後の存続法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて速やかに当社に届け出ていただきます。

2. 前項の場合、相続人が2人以上あるときは、その内の一人を当社に対する代表者として届け出ていただきます。

3. 権利の譲渡及び地位の継承に伴い、当社が貸与する機器の設置場所の変更を行う場合、第16条を準用します。

## **第9章 雑則**

### **第29条（免責事項）**

当社は天変・事変その他自己の責めに帰することの出来ない事由により、サービスの提供を停止した場合においてはその損害について賠償しません。

### **第30条（放送サービスの上映及び頒布の禁止）**

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、対価の有無にかかわらず当社の提供するサービスの不特定又は多数人に対する上映、複製、インターネット上の公開、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることを禁止します。

### **第31条（録画機能付き STB 等の貸与機器に関する免責事項）**

1. 加入契約の解約時や故障等での交換時、当社は加入者に通知なく、録画機能付き STB 等の貸与機器に録画された番組データ及び個人情報等を消去出来るものとし、加入者はこれを了解するものとします。

2. 録画機能付き STB 等の貸与機器の故障・不具合・誤操作、その他の理由により、放送番組が正常に録画又は再生出来なかった場合、当社は一切の補償責任を負わないものとします。また、録画機能付き STB 等の貸与機器の故障・不具合・その他の理由による修理及び機器交換に際しての録画番組の損失に関しても、当社は一切責任を負わないものとします。

### **第32条（不正利用の禁止）**

1. 加入者は、当社が管理する STB のみ使用出来るものとします。

2. 加入者は、当社が承諾した設置場所以外の場所で当社が管理する機器を接続してサービスの提供を受けることはできません。

3. 当社は、加入者が前1項又は2項に違反した場合、違反した台数に応じた利用料金相当額を請求出来るものとします。

### **第33条（禁止事項）**

1. 当社が管理する STB を加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。



2. 当社は、加入者が直接又は間接を問わず、当社が管理する機器の本体及びコンピュータプログラムに対して、複製、改造、変造、解析等を行うことを禁止します。

3. 加入者は、引込線に線条その他の導体を接続してサービスを不正使用することを禁止します。

4. 当社は、加入者が第1項又は第2項又は第3項に違反したと認めた場合、本契約を解除し当社が貸与する機器やC-CASカード、B-CASカードの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は当社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、当社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過して当社が貸与する機器等の返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

### 第34条（損害賠償）

1. 当社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

2. 前項にかかわらず当社は、番組内容の変更等、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、その責任を負わないものとします。また、天災による引込設備の破損に伴う家屋等への損害、宅内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

### 第35条（個人情報）

1. 当社は、サービスを締結するために必要な加入者にかかる情報を適法かつ公正な手段により収集し当社の定める個人情報保護方針に基いて、適正に取り扱います。

2. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 第36条（個人情報の使用目的）

1. 当社は、第8条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で加入者個人情報を取り扱います。

(1) サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）

(2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うこと。

(3) 個々の加入者に有益と思われる当社のサービス又は当社の業務提携先の商品、サービス等の情報を、電子メール、郵便等により送付し、又は電話すること。なお加入者は当社が別途定める方法で届出ることによりこの取り扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。

2. 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することが出来るものとします。

当社は、委託先との間で、秘密保持契約等の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

3. 個人情報の保護に関する法律 第23条（第三者提供の制限）に該当する場合、当社は、必要な範囲で警察機関等第三者に個人情報を開示することがあります。

4. 当社は、加入者の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定出来ないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規のサービスの開発等、業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

### 第37条（業務区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

### **第38条 (閲覧)**

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

### **第39条 (協議事項)**

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、当社と加入者は誠意をもって協議の上その解決にあたるものとします。

附則

(実施期日)

この約款は、平成31年1月1日より実施します。